

平成24年度住田町人事行政の運営等の状況

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第5条の規定に基づき、本町の職員の任用、給与、服務や勤務条件など人事行政の運営状況について公表します。

1 任免及び人数の状況

(1) 職員の採用状況（平成23年度）※平成24年4月1日付採用職員（単位：人）

区分	競争試験			選考	合計
	大学卒	短大卒	高校卒		
一般事務	1	0	1	—	2
保育士	1	0	0	—	1
保健師	1	0	0	—	1
計	3	0	1	—	4

(2) 職員の退職状況（平成23年度中）（単位：人）

定年退職	勸奨退職	普通退職	その他				合計
			分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	
—	2	3	—	—	—	—	5

(3) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）（単位：人）

部門	区分	職員数			主な増減理由
		平成23年度	平成24年度	対前年増減	
一般行政 部門	議会	2	2	0	●民生・・・保育士の増、他団体への派遣職員 の増 ●衛生・・・一般事務職員 の減、退職者不補充の減 ●農林水産・・・農業部門 の減
	総務	26	26	0	
	税務	5	5	0	
	民生	24	26	2	
	衛生	8	6	△2	
	労働	0	0	0	
	農林水産	15	14	△1	
	商工	1	1	0	
	土木	5	5	0	
	小計	86	85	△1	
	教育部門	14	13	△1	
公営企業 部門	水道	1	1	0	
	下水道	1	1	0	
	その他	5	5	0	
	小計	7	7	0	
	合計	107	105	△2	

※1 地方公共団体定員管理調査に基づく。

※2 その他は「国民健康保険」「介護保険事業」「後期高齢者医療」の各特別会計。

※3 一部事務組合及び広域連合派遣職員除く、教育長含む。

イ 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）（単位：人）

区分	20歳未満	20歳～25歳	26歳～31歳	32歳～37歳	38歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～60歳	合計
職員数	0	6	11	23	19	7	17	17	4	104

※1 一部事務組合、広域連合派遣職員及び教育長除く。

ウ 定員適正化計画の数値目標（各年4月1日現在）

区分	H23	H24	H25	H26	H27	目標値
目標職員数	106	107	107	105	104	104
実職員数	107	105				
増減数	1	△2				

※1 目標値は、平成27年4月1日現在の職員数。

※2 一部事務組合及び広域連合派遣職員を除く、教育長含む。

2 給与の状況

(1) 人件費の状況（平成23年度普通会計決算）（単位：千円）

住民基本台帳人口 (H24.3.31現在)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	(参考)平成22年度の人件費率
6,262人	5,123,903	173,876	892,411	17.4%	19.8%

※1 人件費には、町長などの特別職の職員に支給される給料又は報酬、一般職の職員に支給される給料及び諸手当のほか、退職手当、共済組合や公務災害補償の負担金などが含まれています。

(2) 給与費の状況（平成24年度普通会計予算）（単位：千円）

職員数(A)	給与費				一人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
99人	354,049	46,894	127,273	528,216	5,336

※1 給与費には、町長・副町長・議員など特別職の職員や非常勤の職員に支払われる給与、共済組合、公務災害補償の負担金等は含まれていません。

※2 職員手当には、退職手当、児童手当（子ども手当）は含まれていません。

※3 職員数は平成24年4月1日現在の人数である。（教育長は除く）

(3) 平均給料月額と平均年齢の状況（平成24年4月1日現在）

区分	住田町		国	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	306,826円	41.9歳	329,917	42.8歳
技能労務職	297,162円	46.7歳	285,030	49.7歳

※1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均。

※2 これらの額は、平成24年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

※3 国の平均給料月額は、減額前の額。

(4) 職種別・学歴別初任給及び経験年数別平均給料月額状況（平成24年4月1日現在）

区 分		決定初任給	経験年数 10年～14年	経験年数 15年～19年	経験年数 20年～24年
一般行政職	大 卒	161,600	250,000	309,200	360,900
	高 卒	140,100	—	280,000	316,600
技能労務職	高 卒	137,200	—	(注)	276,600

(注) 該当者1人のため非表示。

(5) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）（単位：人）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
代表的 な職	主事 技師	主事 技師	係長 主査 主任	課長補佐 副 主 幹 主任主査	課長 主 幹 課長補佐	課長 局長	
職員数	1 1	1 2	1 6	1 4	8	7	6 8
構成比	16.2%	17.6%	23.5%	20.6%	11.8%	10.3%	100.0%

※1 本表の職員数は、行政職給料表(一)が適用される全職員数

(6) 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当の状況（平成24年4月1日現在）（単位：月分）

区 分	6 月期	12 月期	計
期末手当	1.225	1.375	2.60
勤勉手当	0.675	0.675	1.35

※1 職制上の段階・職務の級などによる加算措置があります。

イ 退職手当の状況（平成24年4月1日現在）（単位：月分）

区 分		住田町		国	
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
支給率	勤続20年	23.50	30.55	23.50	30.55
	勤続25年	33.50	41.34	33.50	41.34
	勤続35年	47.50	59.28	47.50	59.28
	最高限度額	59.28	59.28	59.28	59.28
定年前早期退職者 特例加算措置		—	2～20%加算	—	—
1人あたり平均支給額		15,768千円	23,623千円		

ウ 超過勤務手当

正規の勤務時間外に勤務した職員に支給されます。

区 分	平成22年度	平成23年度
支給総額	15,184千円	14,266千円
職員1人あたり支給年額	160千円	146千円

エ 特殊勤務手当

平成17年度より、全ての特殊勤務手当を廃止しました。

オ その他の手当（平成24年4月1日現在）

区 分	内 容
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ア 配偶者・・・月額13,000円 イ 配偶者以外 ① 配偶者以外1人につき・・・月額6,500円 （※職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人・・・月額11,000円） ② 16歳から22歳までの子の場合には、5,000円が加算
住居手当	借家に居住する職員に支給 借家 ①月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃額－12,000円 ②月額23,000円を超え、55,000円未満の家賃を支払っている職員 （家賃額－23,000円）×1/2＋11,000円 ③月額55,000円以上の家賃を支払っている職員 27,000円（最高限度額）
通勤手当	交通機関等利用者及び自家用車等利用者に支給 ア 交通機関等利用者 運賃等に応じ月額23,610円まで イ 自家用車等利用者 通勤距離に応じ月額12,100円まで
管理職手当	管理又は監督する地位にある課長、局長、教育次長、主幹、園長に支給 月額29,500円（行政職（一）6級）、月額28,200円（行政職（一）5級）
宿日直手当	宿直又は日直勤務した職員に支給 1回 4,200円
寒冷地手当	11月から3月までの各月の初日に在職する職員に支給 ア 世帯主で扶養親族のある職員・・・月額17,800円 イ 世帯主で扶養親族のない職員・・・月額10,200円 ウ その他の職員・・・・・・・・・・・・・月額 7,360円

(7) 特別職の報酬などの状況（平成24年4月1日現在）

区 分	報 酬 等 月 額	期 末 手 当
給 料	町 長	655,000円（675,000円）
	副 町 長	540,000円（556,000円）
		6月期 1.40月分 12月期 1.55月分 計 2.95月分
報 酬	議 長	258,000円
	副 議 長	207,000円
	議 員	196,000円
		6月期 1.60月分 12月期 1.75月分 計 3.35月分

※町長及び副町長は、本来、カッコ内の金額であるが、平成20年1月から当分の間は抑制措置。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成24年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振		
	始業時間	終業時間	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時（1時間）

※1 日曜日及び土曜日は週休日。

※2 保育園勤務職員は、勤務の特殊性により別に定めています。

(2) 年次有給休暇の取得状況（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均使用日数 (b)／(c)	消化率 (b)／(a)
2,391日	514日	60人	8.6日	21.5%

※1 総付与日数とは、平成23年4月1日現在において各職員に付与された日数（前年度からの繰越分を含む。）の全対象職員の合計です。※平成20年4月1日から暦年から年度に変更。

※2 全対象職員とは、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの全期間を在職した職員のうち、当該期間の中途に採用された職員及び退職した職員並びに当該期間中に育児休業、退職の事由がある職員を除いています。

(3) 病気休暇及び介護休暇の状況（平成23年度）

区 分		人 数
病気休暇	公務上（通勤含む）の負傷又は疾病	0
	結核性疾患	0
	上記以外の負傷又は疾病	4
介護休暇		0

(4) 特別休暇の導入状況（平成24年4月1日現在）

①選挙権その他公民としての権利を行使する場合・・・必要な期間

②証人等で裁判所等へ出頭する場合・・・必要な期間

③予防接種又は健康診断を受ける場合・・・必要と認められる期間

④骨髄移植や臓器移植のための検査や入院

ア 配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に提供する場合・・・必要と認められる期間

イ 配偶者、父母、子及び兄弟姉妹に提供する場合・・・週休日、休日及び代休日を除く10日の範囲内の期間

⑤ボランティア休暇の場合・・・一の年度において5日の範囲内の期間

⑥結婚休暇の場合・・・町長が定める期間内で連続する7日の範囲内の期間

⑦妊娠に起因する障害の場合・・・10日の範囲内の期間

⑧母子保健法の保健指導又は健康診査を受ける場合・・・町長の定める範囲内の期間

⑨妊娠中の女性職員の健康保持の場合・・・適宜休息し、又は補食するために必要な時間

⑩妊娠中の女性職員の交通機関通勤の休暇の場合・・・勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内の期間

⑪産前休暇の場合・・・出産予定日の8週間前から出産の日までの請求した期間

⑫産後休暇の場合・・・出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間

⑬生後1年6月に達しない子を保育する場合・・・1日2回それぞれ1時間の期間

- ⑭生理休暇の場合・・・2日の範囲内の期間
- ⑮妻の出産補助の場合・・・町長が定める期間内における2日の範囲内の期間
- ⑯12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の看護休暇の場合・・・一の年度において5日の範囲内の期間（2人以上の場合にあつては、10日）
- ⑰忌引休暇の場合・・・親族の区分により1日～10日の範囲内の期間
- ⑱配偶者、父母又は子の追悼行事の場合・・・1日の範囲内の期間
- ⑲夏季休暇の場合・・・一の年度の7月から9月までの期間内における原則として連続する4日の範囲内の期間
- ⑳災害等の場合
 - ア 住居が滅失又は損壊し、復旧作業等の場合・・・7日の範囲内の期間
 - イ 出勤することが困難な場合・・・必要と認められる期間
 - ウ 退勤途上における身体の危険を回避する場合・・・必要と認められる期間
- ㉑キャリアアップ休暇の場合・・・次に掲げる区分に応じ、連続する日数の範囲内の期間
 - ア 勤続期間が15年に達する日の属する年度の次の年度の4月1日から2年を経過する日までの期間内における週休日、休日及び代休日を除く3日
 - イ 勤続期間が25年に達する日の属する年度の次の年度の4月1日から2年を経過する日までの期間内における週休日、休日及び代休日を除く5日

(5) 育児休業及び部分休業の利用状況（平成23年度）

ア 育児休業及び部分休業の取得者数

区 分	男性職員	女性職員	計
平成23年度中に新たに育児休業を取得した職員	1	4	5
平成23年度中に新たに部分休業を取得した職員	0	0	0
平成22年度から引き続き育児休業を取得している職員	0	1	1
平成22年度から引き続き部分休業を取得している職員	0	0	0
平成23年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員	2	4	6

イ 育児休業の承認期間（平成23年度中に新たに取得した職員に限る。）

期 間	6月以下	6月～1年	1年～1年6月	1年6月～2年	2年超え	計
取得職員数	3	1	1	0	0	5

ウ 部分休業の承認期間（平成23年度中に新たに取得した職員に限る。）

期 間	1年以下	5月超え	計
取得職員数	0	0	0

4 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況（件数）

処 分 事 由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0			0
心身の故障の場合	0	0	0		0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
職制、定数の改廃等により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合			0		0
条例で定める事由による場合			0	0	0
計	0	0	0	0	0

(2) 懲戒処分の状況（件数）

処分の具体的事由	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合	0	0	0	1	1
職務上の義務又は職務を怠った場合	0	0	0	1	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
計	0	0	0	2	2

5 服務の状況

(1) 営利企業等の従事許可の状況（平成23年度）

申請件数	許可件数
0	0

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要（平成23年度）

研修（課程）名		開催回数	日数(延べ)	受講者数
基本 研修	新規採用職員研修（前期）	1	3	3
	新規採用職員研修（後期）	1	4	3
	一般職員研修基礎Ⅰ	1	3	3
	一般職員研修基礎Ⅱ	1	3	2
	一般職員研修基礎Ⅲ	1	3	2
	監督者級研修	1	3	1
	管理者級研修	1	2	2
	中堅職員能力向上講座	1	10	1
専門 研修	人事事務研修	1	2	1
	税務事務研修	1	2	1
	人事評価研修	1	2	1
	新任広報担当者研修	1	2	1
	政策形成講座	1	3	1
特別 研修	監督者級選択講座	1	3	2
	管理者級能力開発講座	1	2	5
	東北六県中堅職員研修	1	61	1
	市町村アカデミー研修	2	14	2
	若手職員研修（町独自）	1	8	3

(2) 勤務成績の評定

勤勉手当について、AランクからEランクまでの5段階で勤務評価を実施しています。（平成19年12月期から適用）

7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況（平成23年度）

項目	対象職員数	受診者数	受診率
胃がん検診	83人	51人	61.4%
子宮がん検診	27人	14人	51.9%
乳がん検診	41人	26人	63.4%
生活習慣病予防健診	102人	88人	86.3%

(2) 公務災害及び通勤災害の認定状況（平成23年度）

公務災害	通勤災害	計
0	0	0

(3) 福利厚生の状況（平成23年度）

区分	内容
財団法人岩手県市町村職員互助会 ※職員の掛金と負担金（公費）によって運営され、負担率は法定化されています。	①ライフプラン支援事業（パソコン講習など） ②厚生事業（作品展） ③元気回復事業（退職旅行、親子プラン） ④給付事業（出産祝金、弔慰金、医療補助） ⑤検診・健康支援事業 ⑥保健保養施設事業（ゆこたんの森助成）
住田町職員厚生会 ※職員の掛金のみで運営され、公費の支出はありません。	①弔慰金 ②退職者送別会 ③清掃活動、レクレーション活動など

(4) 勤務条件に関する措置要求の状況（平成23年度）

平成22年度末係属件数	平成23年度新規要求件数	平成23年度末係属件数
0	0	0

(5) 不利益な処分についての不服申し立ての状況（平成23年度）

平成22年度末係属件数	平成23年度新規要求件数	平成23年度末係属件数
0	0	0